最終更新日：2021年6月29日
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 箱守 一昭
問合せ先：06-6555-3029
証券コード：5408
https://www.nakayama-steel.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社になるよう努めております。
株主・投資家をはじめ、すべてのお客様や地域住民の皆様、さらには社会全体からの信頼をより高め、「良き企業市民」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1－2．株主総会における権利行使】
補充原則1－2（4）
現在、当社の株主における海外投資家および機関投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後の当該株式比率の動向を見ながら、招集通知等の英訳を検討してまいります。なお、本年3月に施行された改正会社法に織り込まれた株主総会資料の電子交付の施行を踏まえて、電磁的方法（インターネット等）にて議決権の行使が出来るようにいたしました。なお、議決権電子行使プラットフォームにも参加しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
補充原則3－1（2）
現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後の当該株式比率の動向を見ながら、招集通知等の英訳を進めてまいります。
（外国人株主比率） 2020年3月：9.61%、2020年9月：7.75%、2021年3月：9.41%

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策投資株式】
取引先との安定的・長期的な取引関係の維持・強化等により、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、政策的に必要であると判断する株式については保有していく方針です。保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を図ります。
なお、政策保有株式については、取締役会において、その保有目的、その他考慮すべき事情等を総合的に勘案した上で、保有の要否を判断しております。
政策保有株式の議決権行使については、その議案を精査し、発行会社の企業価値の向上に適うか否か等を判断したうえで、すべての議案に対して議決権を行使いたします。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規則に基づき、
・取締役、監査役の競業取引（取締役、監査役の自己または第三者のための会社の営業の部類に属する取引）
・取締役、監査役と会社との利益相反取引
・通常の取引条件とは異なる関連当事者間取引 については、取締役会での審議・決議を要することとしています。
・連結子会社および主要株主等との関連当事者間取引 については、取締役会での報告を求め、関連当事者間の取引の監視をしております。
なお、2020年度の取引状況は2021年5月25日開催の取締役会において通常の取引条件と異なる取引がなかったことを報告しております。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、受益者への安定的な年金給付を将来にわたり確実に行うため、リスク・リターンを勘案した年金資産構成割合方針を、年金運用機関と相談しながら決定しております。年金資産の運用状況については、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて当社経理部門において年金資産構成割合の見直しを検討・実施しております。年金運用機関に対しては、定量的な運用実績だけでなく、定性的要因である運用方針、運用体制、運用プロセス等も勘案して、総合的に評価・モニタリングしております。

【原則3－1．情報開示の充実】
1） 当社の経営理念は次のとおりです。
「中山製鋼所グループは、公正な競争を通じて付加価値を創出し経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けます。」
経営戦略および中期経営計画に関しては、決算短信および定時株主総会招集通知上で開示しております。
なお、当社は、環境保全に努め、社会に貢献するため、暮らしを豊かにする技術・製品づくりをテーマに「快適環境の創造」を追及するだけでなく、「地球規模の環境保全」への貢献を考え、省エネルギーに取り組むことによって、炭酸ガス発生の抑制・地球の温暖化防止に努め、地球に優しい環境づくりを推進しています。そのため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、環境方針を定めており、今後も一層の環境保全に努め、社会に貢献してまいります。
また、経営計画は2019年度より3年間の中期経営計画を策定し、2021年度は、その最終年度となるため、2022年度から3年間の次期中期経営計画を新たに策定することとしています。

＜中期経営計画の基本方針＞
(1) ”中山らしさ”を活かした事業展開・営業推進による収益力強化

(2) グループ一体経営の推進による連結収益最大化
(3) 圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追及した日本製鉄グループとのパートナー関係の維持･深化

＜中期経営計画の重点施策＞
(1) 自家電気炉鉄源の比率アップと購入鉄源の更なる安定調達を目指します
(2) グループの販売品種構成の最適化と高付加価値商品の拡販を目指します
(3) 圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追及した日本製鉄グループとのパートナー関係の維持･深化を目指します
(4) 加工ビジネス（C形鋼･パイプ製品、縞板製品）をグループ一体となってさらに推進します
(5) 当社およびグループ会社の製造･加工拠点を活かした地場密着営業をさらに推進します

＜2021年度の連結財務目標＞
(1) グループ連結収益の最大化　　：経常利益額　80億円
(2) 成長戦略投資の実行　　：設備投資額　150億円程度/3年
(3) 財務体質の健全性確保（実質無借金の継続）　：Net有利子負債2022年3月末　▲75億円
(4) 株主還元の改善　　：配当性向　20%以上
(5) 資本コストに見合った資本効率の確保　：ROE　6%

2) 当社では、上記の経営理念のもと、企業価値の最大化に向けて、すべてのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことを目指しています。そして、その実現には、社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開するために、コーポレートガバナンスのさらなる充実に取り組んでまいります。

3) 当社の役員報酬の決定にあたっては、①中長期的な視点でそれぞれの役員が持つ役割と責任を明確化し、その役割と責任に対する行動に相応しい水準とすること、②連結経営における当社グループ全体としての収益の最大化の実現を図ること、③社外取締役が過半数を占める報酬･指名諮問委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保することを基本方針として、2017年3月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。社外取締役を除く取締役の報酬については、固定報酬と業績連動型の変動報酬により構成されています。変動報酬は、目標管理シートによる個別役員評価に基づく役員評価連動報酬と、連結経営計画の達成度に 基づくグループ業績連動報酬で構成しており、配分割合はそれぞれ50%としております。役員評価連動報酬の評価項目は全取締役共通の役員共通項目と、各取締役の職責に応じた個別項目（特命事項＋管掌事項）で構成されています。役員共通項目は連単経常利益額の年度計画に対する達成度、中期経営計画の財務目標（連単経常利益額･連結ROE･自己資本比率･連結ＲＯＡ）に対する達成度や株価の水準(TOPIX対比）を評価します。特命事項と管掌項目は毎期初に各取締役が社長と協議の上決定します。特命事項は中期経営計画や中長期視点からの重要施策を選定します。 管掌項目は担当部門のPDCAの重要施策の中から選定しています。

役員報酬にかかる決定機関および手続きは、公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める報酬･指名諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。具体的には、評価者である社長が、社長自身は自己評価のうえ、各取締役とは面談を行い、評価および報酬額の原案を取りまとめて、報酬･指名諮問委員会へ諮問し、同委員会で審議を行い、各取締役の評価が確定後、同委員会からの答申を受け、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて最終決定しております。
なお、各取締役の個別報酬額の決定は取締役会から委任を受けた代表取締役社長箱守一昭が、報酬･指名諮問委員会の答申を踏まえて決定しております。委任理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。当事業年度に係る取締役の個別報酬額については、上記の手続きにより決定されており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。
なお、役員評価、報酬に関する報酬･指名諮問委員会は2020年度は2020年5月25日、10月30日の計2回開催しています。

4) 取締役･監査役の選任･解任を行うに当たっての方針と手続きは、ホームページ上に開示しております「取締役、監査役等の選定基準および選解任手続き要項」に則って行っています。なお、取締役、監査役候補者の決定に当たっては、取締役会の機能の独立性･客観性と説明責任を強化するために設置した報酬･指名諮問委員会に、代表取締役社長が候補者を諮問し、同委員会での審議のうえ、加えて監査役候補者は監査役会の同意も得たうえで、取締役会に候補者を答申し、取締役会で決定しています。
また、取締役、監査役がその任期中、各選定条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、報酬･指名諮問委員会にて審議のうえ、加えて監査役は監査役会の同意も得たうえで、取締役会に答申し、法令に基づく所定の手続きをとり、解任すべく対応いたします。同委員会においては、代表取締役社長再任、新任の要否も業績評価等を考慮して、審議しています。

5) 個々の選任理由に関しては、従来は社外監査役候補者の選任理由のみ株主総会招集通知に記載しておりましたが、
2021年6月開催の第127回定時株主総会においても候補者全員の選任理由についても当該招集通知に 記載いたしております。

【原則4－1．取締役会の役割･責務（1）】
補充原則4－1（1）
当社は、「取締役会規則」を定め、法定事項の他、定款などに準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、法令および証券取引所が定める基準をもとに、ホームページ上に開示しております「取締役、監査役等の選定基準および選解任手続き要項」に則って、独立役員を社外取締役は全員、および社外監査役の中から2名選任しております（計4名）。
なお、選定基準、独立性判断基準は、第127回定時株主総会招集通知にも記載しております。
また選任した独立社外取締役によるガバナンスの一層の強化を図るため、取締役会にて毎月収益、営業、購買の状況を報告しております。
独立社外取締役は他の審議事項ならびに報告事項においても外部の目から見た発言を適宜行っているだけでなく、取締役会のもとに設置している報酬･指名諮問委員会の委員も勤めており、同基準をもとにし、同委員会において、取締役の評価とそれに基づく、個別の役員報酬額、役員候補者の指名等を審議し、取締役会へその結果を答申しております。

【原則4－11．取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11（1）
当社の取締役会は、事業内容に精通した取締役と外部から招聘した取締役で構成されています。なお、取締役会の構成としては、2021年6月開催の第127回定時株主総会においても、昨年同様2名の独立社外取締役を選任しており、独立社外取締役が総人数の3分の1を占めており、事業内容に精通した社内出身の社内取締役と金融機関での幅広い経験および高い見識を有した外部招聘の社内取締役、また、独立社外取締

役のうち1名は企業法務等を専門とした弁護士で、もう1名は他社で培われた経営全般に関して豊富　な経験と見識を有した企業経営経験者で構成されております。
　また、各取締役の専門性と経験は、第127回定時株主総会招集通知に記載しております。
　当社の監査役会は、事業内容に精通した常勤監査役と経営全般に対する豊富な経験、財務および会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役で構成され、社外監査役が過半数を占めております。

補充原則４－１１（２）
　当社の取締役および監査役の2020年度の取締役会への出席率は、2021年６月開催の第127回定時株主総会招集通知に記載のとおりです。
　兼任に関しては、ホームページ上に開示しております「取締役、監査役等の選定基準および選解任手続き要項」の中で、社内取締役および監査役はその他上場会社の役員の兼任は自社を除く３社までとし、社外取締役の兼任は社数制限は設けず、独立性、中立性が確保され、職務に支障がないと判断されることと定めており、全員その基準を満たしております。

補充原則４－１１（３）
　当社においては、各取締役から取締役会の運営等に関する評価や意見などを個別に聴取のうえ、取締役会において、定期的に取締役会全体の実効性について分析･評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用することとしております。
2020年度の取締役会全体の実効性の分析･評価の概要につきましては、下記のとおり実施いたしました。
１．分析および評価結果
　当社は、取締役会の実効性の現状について、以下のとおり分析･評価します。
　(1) 当社取締役会は、複数の社外取締役を選任しており、また、社内外を問わず多様な見識･経験を有する取締役により構成され、効率的な審議･決議および重要な業務執行の監督についての役割･責務を適切に果たしている。
　取締役会の運営面では、総合評価は高く、中長期計画、経営戦略等の戦略的な議論に適切に参画し、事業戦略の執行状況を効果的にモニタリングできている。

　(2) しかし、下記の３点に関しては、さらなる改善及び検討が期待されている。
　･中長期的な事業戦略に関する議論機会の設定
　･取締役における多様性に関しては、様々な意見がある
　･取締役会資料の内容、配布時期に関しては、さらなる改善が求められている

２．実効性向上に向けた取り組み
　今回の実効性評価の結果を受け、取締役会が業務執行の監督だけでなく当社グループの中長期計画、事業戦略等戦略的な議論ができる場を設け、さらなるガバナンスの向上に努めてまいります。なお、取締役会の多様性に関しては、様々な意見があり、さらなる多様化を模索してまいります。また、取締役会の審議充実のために配布資料の内容や配布時期に関して改善を図り、審議の充実に努めてまいります。

【原則４－１４．取締役･監査役のトレーニング】
補充原則４－１４（２）
　当社は、当社の費用負担のもと、役員が外部機関の研修会等に参加できるなど、役員として必要な知識の習得に関する支援を実施しており、引き続き積極的に支援してまいります。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主の皆様と積極的な対話を行い、株主の皆様のご意見やご要望を経営に反映させ、株主の皆様とともに当社を成長させていくことが重要であると認識しています。
　事業再生終了後の2017年11月より機関投資家向けのIR活動を再開し、2021年６月には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、電話会議で　実施いたしました。今後も、株主の皆様との対話をさらに積極的に行うための手段を検討していきたいと考えております。
　なお、株主および投資家の皆様との対話に関する実務は、管理部門担当取締役のもとで、総務人事部および経営本部が連携して対応しています。その対話を通じて得られた株主および投資家の皆様からのご意見については、管理部門担当取締役が適宜取締役会に報告しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
阪和興業株式会社	8,058,590	12.77
日本製鉄株式会社	7,921,295	12.55
日鉄物産株式会社	5,408,500	8.57
エア･ウォーター株式会社	4,729,861	7.49
中山三星建材株式会社	2,519,477	3.99
那須　功	2,447,000	3.87
中山通商株式会社	2,266,490	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,949,100	3.08
三星海運株式会社	1,947,162	3.08
三星商事株式会社	1,933,726	3.06

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中務　正裕	弁護士											
喜多澤　昇	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中務　正裕	○	―――	弁護士としての幅広い経験と見識ならびに他会社の社外役員などの豊富な経験を有し、当社の経営およびガバナンスの一層の強化に繋がると判断したものであり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。
喜多澤　昇	○	―――	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営における重要事項の決定等に適切な意見を述べていただけると判断したものであり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

本委員会は、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2017年４月28日開催の取締役会において設置いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定例的会合を持つと共に、必要に応じ随時所要の連絡を行うなど双方向の適時・適切な情報交換、情報の共有化に努め、相互の緊密な連携を保つように努めております。特に、監査を効率的かつ効果的に進めるため、監査計画の立案・設定時または往査および監査結果報告時において、監査重点項目などについて積極的で率直な意見交換を行っております。
監査役と内部監査部門とは、会社の業務・財産の状況に関する情報の提供および内部統制システムの整備・運用の状況とその監査結果の報告を求めたり、必要に応じて適時の往査や調査を要請するなど、効率的な監査の実施のために緊密な連携を保持するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
角田　昌也	他の会社の出身者							△						
津田　和義	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角田　昌也	○	角田昌也氏は、過去（12年前）に当社の主要な取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）に業務執行者として勤務しておりましたが、現在は同社の業務執行者ではありません。	今回選任する経緯は、メインバンクからの働きかけを受けたものではなく、またメインバンク出身であることを配慮したものではありません。角田昌也氏は金融機関において長年培われた幅広い経験および高い見識と、企業経営者として培われた経営全般に関する豊富な経験を併せ持たれております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、社外監査役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。
津田　和義	○	―――	津田和義氏は長年にわたり多くの企業経営に携わるだけでなく、経営コンサルタント等を専門とした公認会計士・税理士として活躍され豊富な経験と見識を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、社外監査役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材と判断したものであり、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、自社株報酬等の制度は導入しておりませんが、今後は必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書および事業報告において、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しております。
なお、2021年3月期の報酬等の額は、取締役6名に105百万円（うち社外取締役2名に9百万円）、監査役4名に27百万円（うち社外監査役2名に9百万円）です。
上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
支給人員には、当事業年度中に退任した1名が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
当社の役員報酬の決定にあたっては、(ⅰ)中長期的な視点でそれぞれに役員が持つ役割と責任を明確化し、その役割と責任に対する行動に 相応しい水準とすること、(ⅱ)連結経営における当社グループ全体としての収益の最大化を図ること、(ⅲ)社外取締役が過半数を占める報酬・
指名諮問委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保することを基本方針として、2017年3月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。報酬基準総額は、固定報酬と業績連動型の変動報酬により構成され、固定報酬と変動報酬の配分割合は、70%と30%に設定しています。さらに、業績連動報酬は、目標管理シートによる個別役員評価に基づく役員評価 連動報酬と連結経営計画の達成度に基づくグループ業績連動報酬で構成しており、配分割合はそれぞれ50%としております。
役員評価連動報酬の評価項目は前取締役共通の役員共通項目と、各取締役の職責に応じた個別項目（特命事項＋管掌事項）で構成されています。役員共通項目は連単経常利益額の年度計画に対する達成度、中期経営計画の財務目標（連単経常利益額・連結ＲＯＥ・自己資本比率・連結ＲＯＡ）に対する達成度や株価の水準（ＴＯＰＩＸ対比）を評価します。特命事項は中期経営計画や中長期視点からの重要施策を選定します。 管掌項目は担当部門のＰＤＣＡの重要施策の中から選定しています。当事業年度の業績指標に関する実績は下表のとおりとなります。

＜2020年度実績＞

経常利益額
連結： ２，６６５百万円
単体： △２３２百万円

ROE
連結： ２．８％

自己資本比率
連結： ６８．６％

ROA
連結： ２．２％

株価/TOPIX： ０．２２３１

なお、監査役および社外役員は固定報酬のみの支給となっております。
役員報酬にかかる決定機関および手続きは、公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める報酬・指名諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。具体的には、評価者である社長が、社長自身は自己評価のうえ、各取締役とは面談を行い、評価および報酬額の原案を取りまとめて、報酬・指名諮問委員会へ諮問し、同委員会で審議を行い、各取締役の評価が確定後、同委員会からの答申を受け、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて最終 決定しております。なお、各取締役の個別報 酬額の決定は取締役会から委任を受けた代表取締役社長箱守一昭が、報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえて決定しております。委任理由
は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。当事業年度に係る取締役の個別報酬額については、上記の手続きにより決定されており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。また、監査役報酬については、監査役会の協議により決定しております

（2）グループ業績連動型報酬の支給基準
経営計画における経常利益額の達成度に応じて報酬額を決定しております。

（3）グループ業績連動型報酬の算定式
グループ業績連動型報酬基準額×連結経営計画の達成率（連結経常利益実績値／連結経常利益経営計画値）

（4）グループ業績連動型報酬の達成度
当事業年度の役員報酬に係るグループ業績連動報酬の指標である2019年度の連結経常利益について、目標値6,798百万円に対し、実績は4,439百万円で、達成率は65%でした。

（5）役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役（社外取締役を除く）
報酬等の総額： ９６百万円
固定報酬： ７６百万円
役員評価連動報酬： １０百万円
グループ業績連動報酬： ９百万円
対象となる役員の員数： ４人

監査役（社外監査役を除く）

報酬等の総額： １８百万円
固定報酬： １８百万円
対象となる役員の員数： ２人

社外役員
報酬等の総額： １８百万円
固定報酬： １８百万円
対象となる役員の員数： ４人

(6) 役員ごとの連結報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、監査室、経営本部、総務人事部などがサポートすることとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行、監査・監督に関する基本的な枠組みは以下のとおりです。

(1) 経営の意思決定、業務執行機能（取締役、執行役員）
当社は、原則として毎月１回取締役会を開催し、法令、定款その他の社内規程で定められた事項について決議や報告を行い、また、当社グループに重要な事項につき迅速かつ合理的な意思決定と、コーポレート・ガバナンスやリスク管理の観点から取締役の業務執行を監視しております。
また、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため執行役員制度を採用するとともに、本部長制を導入し、担当組織の業務執行に責任をもって専念できる体制を構築しております。

(2) 監査機能（監査役・会計監査）
監査役会は、社外監査役２名を含む３名で構成し（監査役の知見および独立性については、「II.1.会社との関係(2)」参照）、原則として毎月１回開催しております。監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は、重要な社内会議への出席や代表取締役社長等との意見交換会を随時開催しております。また、監査役は必要に応じて業務執行者等と面談しており、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監査し、透明性・客観性の向上を図っております。監査役の監査を補助すべき使用人として内部監査部門の社員を任命しています。
その他、社内の体制として、監査役への報告体制は、取締役および社員は、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項等、随時監査役に報告しております。
監査役と会計監査人とは、定例的会合を持つとともに、必要に応じ随時所要の連絡を行うなど双方向の適時・適切な情報交換、情報の共有化に努め、相互の緊密な連携を保つように努めております。

会計監査については、法令に基づき「有限責任 あずさ監査法人」と監査契約を締結し、監査計画に従って監査を実施しております。なお、当期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士
有限責任 あずさ監査法人（指定有限責任社員）
公認会計士　小林　礼治、公認会計士　溝　静太
・ 監査業務に係る補助者の構成
有限責任 あずさ監査法人 公認会計士 13名、その他 16名
（その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等です。）

当社グループについては、相互に密接な連携を保ち、監査役監査の品質向上・均質化・効率化を図る目的で、「中山グループ監査役連絡会」を原則として年４回開催しております。

(3) 経営諸会議
当社では、業務執行に係る重要な意思決定を行うため、「経営会議」を原則として毎月２回開催しております。社長以下全取締役、執行役員、常勤監査役および本部長等で構成しております（事務局：企画部）。
事前に重要な経営課題について、報告・審議することにより、取締役会における経営判断の高度化を図る役割を担っています。
また、当社グループ全体の戦略の共有と事業部門・財務部門にわたる連結経営の強化を目的に、取締役、監査役、執行役員・本部長およびグループ各社社長で構成する「グループ会社連絡会」を年４回開催し、グループ企業価値の最大化に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役２名を含む取締役会および社外監査役２名を含む監査役会が業務執行を監査・監督することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、迅速な意思決定と経営の効率性・公正性を確保しております。今後は独立社外取締役を活用し、ガバナンス機能の更なる充実を図るように取り組んでおります。
なお、2017年４月28日の取締役会において任意の委員会である「報酬・指名諮問委員会」を設置し、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する仕組みを運用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の5日前（6月9日）に発送
電磁的方法による議決権の行使	実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに登録
その他	・当社ウェブサイトに招集通知を掲載しており、早期情報開示の観点から、招集通知の発送日より5日前（6月4日）に開示しております。 ・株主総会はビジュアル化を推進しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2021年6月に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめとする計算書類のほか、代表取締役メッセージ、業績の見通し、IRスケジュール、IRニュース、株主総会招集通知 等掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営本部および総務人事部にて担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程である「中山製鋼所役職員行動規範」により、コンプライアンスを徹底するため、当社の役職員が遵守すべき基本的な内部規範を定めています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	社内の緑化活動・公道清掃等の環境保全活動、地域活動への支援等の継続と地域行事への参加（盆踊り等）、献血活動等の地域貢献活動、地元小学生の工場見学受入れ等を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「中山製鋼所役職員行動規範」において、財務内容や事業活動状況等の企業情報について、適切かつ積極的な開示に努めることとしております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

⑴ 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を、グループ各社は「中山製鋼所役職員行動規範」に基づいて作成された各社ごとの役職員行動規範を周知徹底させる。
・倫理ホットライン（内部通報制度）を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
・法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
・内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
・財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

⑶ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
・危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

⑷ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。
また、毎年、各取締役等の自己評価なども参考にしつつ、取締役会の実効性を評価し、運営等について適切に見直しを行い、その結果の概要を開示する。
・社外取締役は、その多様性確保に留意し、様々な分野に関する豊富な経験と高い見識や専門知識を有する者から選任するとともに、当社の定める社外役員の「独立性基準」に基づき、実質的な独立性を確保し得ないものは社外取締役として選任しない。また、監査役ならびに社内各部門との連携強化を図る。
・高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、取締役会の下に、報酬・指名諮問委員会を設置する。
・執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
・当社の組織・業務運営については、本部長制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
・業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑸ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社および子会社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、グループ一体となった経営を行う。
・子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。
・グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的に開催しているグループ会社連絡会で情報の共有化を図る。
・内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、業務の適正を確保する。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命し、監査役の指示による調査の権限を認める。

⑺ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

⑻ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査役に報告する。
・子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査役に報告する。
・当社および子会社の取締役および使用人等は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いは受けないものとする。

⑼ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査役の求めに応じて、これを処理するものとする。

⑽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。
・取締役および使用人は、監査役が必要と認める会議への出席や取締役等との意見交換、実地調査、子会社の調査、重要書類の閲覧などの便宜を図り、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

・監査役は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他随時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否します。反社会的勢力による不当要求に対しましては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携をして、組織的に対応することを基本としています。具体的な整備状況につきましては、「中山製鋼所役職員行動規範」をはじめ、その他の社内規程において、反社会的勢力とは取引を一切行わない旨を規定しております。また、企業防衛協議会に加盟しており、地域企業と連携し反社会的勢力の排除のため、情報収集・交換を密にし、反社会的勢力に係わる各種リスクの予防、低減を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）導入の件」をご承認いただいたうえで導入を決議し、2011年6月29日開催の第117回定時株主総会において、その一部を修正した実質的に同一内容で継続し、2014年6月26日開催の第120回定時株主総会においても同一内容で継続することについて、ご承認をいただきました。
さらに2017年6月27日開催の第123回定時株主総会において、①独立委員会委員に社外監査役および社外有識者を加え社外取締役を追加するとともに、②独立委員会の委員名を開示し、③対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入するように内容を一部修正し、継続をご承認をいただきました。
2020年4月30日開催の取締役会においては、以下の改正内容を踏まえたうえで継続することについて決議し、2020年6月26日開催の第126回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。

改正内容
1）独立委員会委員の委員名の変更

（1）基本的な考え方
当社は、大規模な買付行為（特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為）を受け入れるかどうかは、株主の皆様が最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。その際、株主の皆様が大規模買付行為に関して適切に判断されるためには、a．大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、b．十分に検討するための時間が確保されることが必要である、と考えます。そこで、本プランを設定し、大規模買付者に対してその遵守を求めることにいたしました。

（2）大規模買付ルールの内容
a．意向表明書の提出
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。

b．必要情報の提供
大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会の意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。
意向表明書の受領後10営業日以内に、提供いただくべき情報のリストを大規模買付者に交付します。

c．検討期間の確保（「取締役会評価期間」＝買付行為中止期間）
大規模買付情報の提供が完了した後、以下の期間が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられます。
60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合
90営業日：その他の大規模買付行為の場合
取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付者の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

d．株主意思の確認の手続き
独立委員会が対抗措置発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に関する株主の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実施します。

（3）大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置
大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

（4）株主・投資家に与える影響等
大規模買付ルールは、当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えます。
また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

（5）本プランの有効期限
本プランの有効期限は、2023年6月開催予定の当社定時株主総会終了の時点まで（3年間）です。

（注）上記記載は本対応方針の概略であり、詳細については、以下のURLをご覧ください。
https://www.nakayama-steel.co.jp/menu/news/ir_news_archive/200430.pdf

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社では、各担当部門より提起される重要事実について、総務人事部または経理部（開示担当部門）が適宜報告を受け、その内容を証券取引所の定める適時開示規制に従い開示しております。

当該案件担当役員は、決定事実に関する情報および決算に関する情報については代表取締役社長に報告し、取締役会承認後遅延なく適時開示を行います。発生事実に関する情報は、発生後延滞なく適時開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制および内部統制システム概要図】

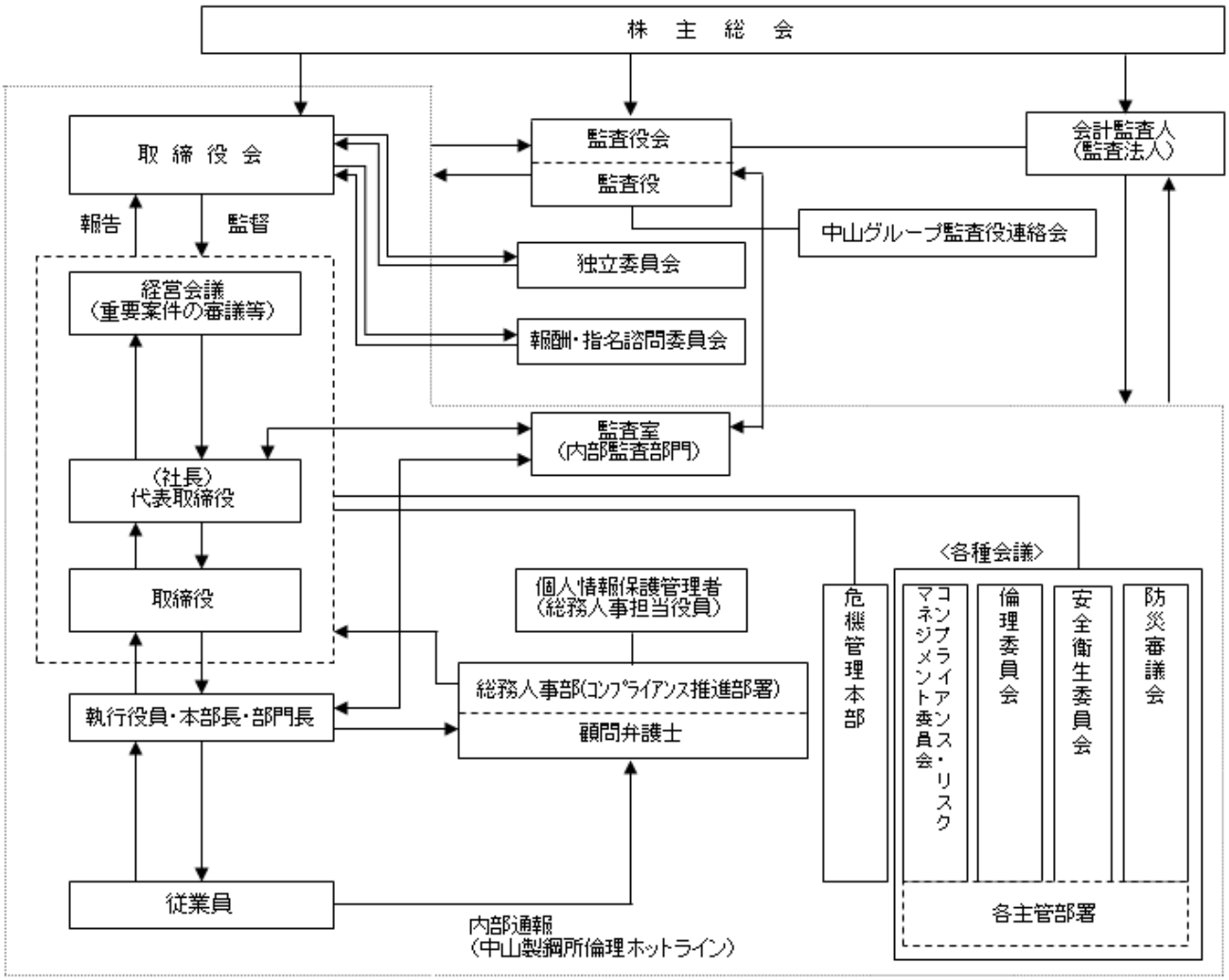

【適時開示に係る社内体制概要図】

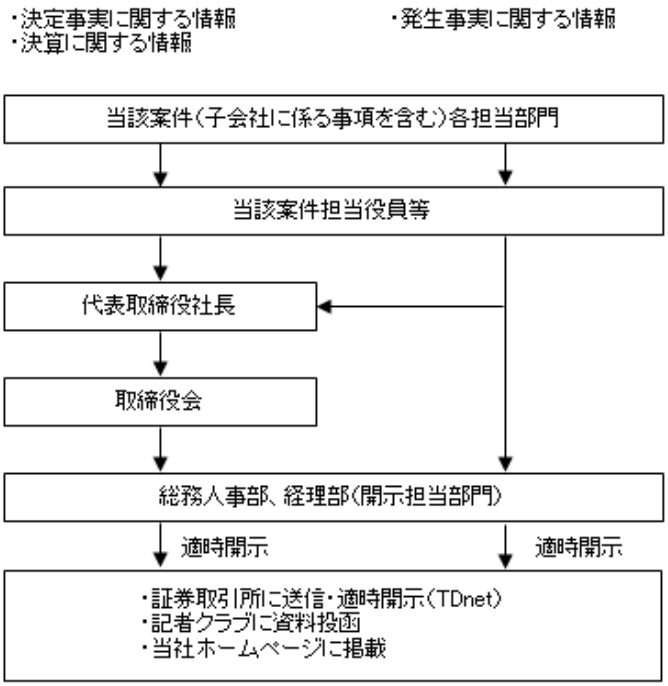

※ 上記図には表示しておりませんが、決算に関する情報については会計監査人および監査役会の監査を経るなど、各関係法令等を遵守し、会社情報の適時開示を実施しております。